



# 島根県報

令和元年7月5日(金)

## 第 18 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

### 目 次

**【告 示】**

|  |               |   |
|--|---------------|---|
| 所有者等が判明しない放置自動車                          | (管 財 課)       | 2 |
| 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 2 |
| 解除予定保安林                                  | (森 林 整 備 課)   | 2 |

**【公 告】**

|               |             |   |
|---------------|-------------|---|
| 基本測量の実施       | (技 術 管 理 課) | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了 | (都 市 計 画 課) | 3 |

**【雑 報】**

|                                    |                     |   |
|------------------------------------|---------------------|---|
| 令和元年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施 | (消 防 総 務 課)         | 3 |
| 令和元年度液化石油ガス設備士試験の実施                | (        "        ) | 5 |

**告 示****島根県告示第124号**

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号）第7条第2項の規定により、所有者等が判明しない放置自動車について次のとおり告示する。

令和元年 7 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 警告書の貼付けの日  
平成30年 7 月 9 日
- 2 放置されている場所  
島根県松江市嫁島町18
- 3 車名  
ローバー
- 4 塗色  
モスグリーン
- 5 自動車の種別  
普通自動車
- 6 自動車登録番号又は車両番号  
鳥取33つ7012
- 7 告示後の取扱い  
令和元年 7 月 20 日以後に当該放置自動車について廃自動車認定をし、処分を行う。
- 8 問合せ先  
島根県総務部管財課公有財産グループ（電話 0852-22-5044）

**島根県告示第125号**

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第 1 項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の10第 1 号の規定により告示する。

令和元年 7 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類         | 事業所の名称       | 事業所の所在地   | 指定年月日        |
|------------|-----------------|--------------|-----------|--------------|
| 出雲市        | 訪問リハビリテーション     | 出雲市立総合医療センター | 出雲市灘分町613 | 令和元年 7 月 3 日 |
|            | 介護予防訪問リハビリテーション |              |           |              |

**島根県告示第126号**

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

令和元年 7 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除予定保安林の所在場所  
浜田市金城町波佐イ1319-91
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年 7 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）
- 2 作業期間  
令和元年 8 月 27 日から令和 2 年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域  
浜田市、奥出雲町、邑南町

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年 7 月 5 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域  
安来市飯島町字中島799番3、800番、801番、802番9の一部、802番10の一部、830番2、830番4、830番20  
面積 2,466.84平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市飯島町1512番地7  
門脇 寛

## 雑 報

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2第1項の規定により、島根県知事の委任に係る令和元年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

令和元年 7 月 5 日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

- 1 試験の種類  
乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液石）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

## 2 試験日時

令和元年11月10日（日）午前9時30分

## 3 試験地

松江市及び江津市

## 4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

## 5 合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

## 6 受験願書（案内）の常置場所

### (1) 電子配布

令和元年7月8日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（<https://www.khk.or.jp>）に掲載する。

### (2) 書面配布

令和元年7月8日（月）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

## 7 受験願書受付期間及び受付方法

### (1) 電子受付

令和元年8月19日（月）午前10時から同年9月4日（水）午後5時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<https://www.khk.or.jp>）で受け付ける。受付期間中は、24時間受け付ける。

### (2) 書面受付

令和元年8月19日（月）から同年9月2日（月）まで島根県試験事務所で受け付ける。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）とする。

郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）による場合は、令和元年9月2日（月）までの消印があるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、同日までに到着したもの）に限り受け付ける。

ただし、全科目免除に該当する者は、試験の種類に関係なく全て高圧ガス保安協会試験センターに提出すること。

## 8 受験手数料

| 試験の種類                             | 受験手数料  |        |
|-----------------------------------|--------|--------|
|                                   | 電子受付   | 書面受付   |
| 乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験 | 8,500円 | 9,000円 |
| 丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験           | 7,900円 | 8,400円 |
| 第一種販売主任者試験                        | 7,100円 | 7,600円 |
| 第二種販売主任者試験                        | 5,500円 | 6,000円 |

## 9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付けの上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼り付けていない場合は、受験できないものとする。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定により、島根県知事の委任に係る令和元年度液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第104条第5項の規定により公示する。

令和元年 7 月 5 日

高圧ガス保安協会会長 市 川 祐 三

## 1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

## 2 試験日時

筆記試験 令和元年11月10日（日） 午前9時30分

技能試験 令和元年12月1日（日） 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

## 3 試験地

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 液化石油ガス設備士技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所

## 4 受験資格

年齢、学歴及び経験に関係なく誰でも受験できる。

## 5 合格基準

合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。

## 6 受験願書（案内）の常置場所

## (1) 電子配布

令和元年 7 月 8 日（月）から高圧ガス保安協会のホームページ（<https://www.khk.or.jp>）に掲載する。

## (2) 書面配布

令和元年 7 月 8 日（月）から次の試験事務所で無料配布する。

〒690-0886 松江市母衣町55番地4 商工会館7F

一般社団法人島根県LPガス協会内 島根県試験事務所

電話番号0852-21-9716 FAX番号0852-27-8050

（受験願書等の受験に必要な書類を郵便により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は、受験者負担とする。）

## 7 受験願書受付期間及び受付方法

## (1) 電子受付

令和元年 8 月 19 日（月）午前10時から同年 9 月 4 日（水）午後 5 時まで高圧ガス保安協会ホームページ（<https://www.khk.or.jp>）で受け付ける。受付期間中は、24時間受け付ける。

## (2) 書面受付

令和元年 8 月 19 日（月）から同年 9 月 2 日（月）まで島根県試験事務所で受け付ける。受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日祝日を除く。）とする。

郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）による場合は、令和元年 9 月 2 日（月）までの消印があるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、同日までに到着したもの）に限り受け付ける。

## 8 受験手数料

(1) 電子受付 20,200円

(2) 書面受付 20,700円

9 受験上の注意

試験当日、受験票に所定の写真を貼付けの上、持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票に写真を貼り付けていない場合は、受験できないものとする。